

社会福祉法人白鳩学園 ホームページ運用規程

(総則)

第1条 本規程は、社会福祉法人白鳩学園公式ホームページ（以下「当法人ホームページ」という。）に関する管理・運用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 情報発信と収集のための手段が多様化するなか、さらに広く簡便かつ迅速な情報を伝達することを目的として社会福祉法人白鳩学園（以下「当法人」という。）において有効、適切に運営するため、本規程を定める。

(運営方針)

第3条 当法人において提供する情報は、公益に資することを基本とし、社会福祉法第70条等が求める施設台帳記載内容を満たすものとする。そのため、法人の事業等の情報を概括的に提供し、利用者・家族相互の活発な情報交換を図るとともに、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮に努めるものとする。

(掲載内容)

第4条 以下の内容を基本として、運営・管理体制を勘案しつつ、必要に応じて充実を図る。

- (1) 法人・各事業所情報（法人の理念、沿革、施設の構成等
- (2) 事業概要（施設案内、利用案内、職員紹介）
- (3) 法人・各事業所の実施する行事等の周知案内
 - ・ 施設の実施するイベントや日々の様子など
- (4) 法人・各事業所の事業に対する苦情対応等
 - ・ 事業に対する苦情対応規程、個人情報保護規程、情報公開規程及び各種申出様式の掲示
- (5) 福祉の掲示版（社会福祉をめぐる情報交換の場）
- (6) 開示情報（介護サービス情報の公表、福祉サービス第三者評価の結果等）
- (7) 障害福祉サービス利用者、市民を対象にする障害福祉サービスに関する情報
- (8) 法人の実施した調査・研究等の報告書の概要
 - ・ 調査結果の概要、福祉サービス第三者評価の結果等
- (9) 予算・決算、事業計画・事業報告
- (10) 利用者・家族・職員の声を掲載し、相互交流を図る。
- (11) 採用情報（仕事内容、就職希望者へのメッセージ、募集要項）
- (12) その他、当法人ホームページへの掲載が適当であると認められた情報

(運営・管理体制)

第5条 当法人ホームページの運営・管理については次のとおりとする。

- (1) 当法人ホームページの管理者は理事長とし、メンテナンスを含むシステム管理者は事務長とする。
- (2) 運営管理に関するルール等は、必要に応じて諸会議にて協議、意見交換を行う。
- (3) 運営・管理に関する重要事項については、必要に応じて理事会に報告等を行う。

(運営・管理に関する個別事項)

第6条 当法人ホームページの運営・管理に関する個別事項は次のとおりとする。

(1) 情報の作成及び更新

- ① 当法人ホームページを更新・削除する際は、更新届を作成し、管理者の決裁を受けることとする。
- ② 当法人ホームページの作成、更新にあたって管理者より委嘱を受けた担当者は、掲載される情報の編集や、個人情報保護などについての作業を行うとともに、管理者の承認を得て最新の情報を発信する。

(2) 情報の削除

- ① 期限の切れた情報の削除は、当法人ホームページ担当職員が行う。

(3) 情報に対する意見

- ① 当法人ホームページを見て寄せられる意見等は、担当者がそのコメントを忠実に管理者に報告する。

(4) 不正侵入及び改ざん

- ① 当法人ホームページのセキュリティ対策を十分に行い、外部からの不正侵入及び改ざん等を受けた場合は、次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。
- ② 担当者は、不正侵入及び改ざん等の有無を確認するため、定期的に当法人ホームページを確認する。
- ③ 不正侵入及び改ざん等を発見したものは、速やかに管理者に報告し支持を受ける。
- ④ 管理者は、不正侵入及び改ざん等を受けた場合は、当法人ホームページのサービスを停止する等の対策を講じる。
- ⑤ 管理者は、不正侵入及び改ざん等の対策が終了した後は、速やかに当法人ホームページを再開するものとする。

(個人情報)

第7条 当法人ホームページに情報を掲載する場合は、個人情報の保護に十分注意する。

(禁止行為)

第8条 当法人ホームページにおいて次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令又は条例に違反するもの、違反するおそれのあるもの
- (3) 第三者の人権を侵害する行為
- (4) 第三者の知的財産を侵害する行為
- (5) 第三者に迷惑又は損害を与える行為
- (6) ウイルスなどで情報資源を破壊する行為
- (7) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムを作成及び配布する行為
- (8) その他、法人のネットワークの正常な運営を妨げる行為
- (9) 政治活動、宗教活動、選挙運動等これらに類似するもの
- (10) 第2条の目的を逸脱するもの
- (11) 容量、動作環境等の都合で管理者が掲載できないと判断したもの

(リンクの制限・基準)

第9条 当法人ホームページのリンクの制限・基準は次のとおりとする。

- (1) 当法人ホームページが第三者のホームページにリンクする場合は、本規程に則り当法人ホームページ管理者が許可したもので、かつリンク先から許可を得たものとする。
- (2) リンクの追加、削除等の移動があった場合、当法人ホームページ担当者は遅延なく

当法人のメンテナンスを含むシステム管理者に報告するものとする。

(内容の削除)

第10条 管理者は、下記の場合、担当者ならびにリンク先のホームページ管理者に通知することなく当法人ホームページからリンクの解除及び掲載内容等を削除することができる。

- (1) リンク先内容が、第8条・第9条の掲載内容の制限・基準に該当すると管理者が判断した場合
- (2) その他、管理者が不適切であると判断した場合

(著作権)

第11条 当法人ホームページに掲載される当法人が独自に作成した写真・記事の著作権は、社会福祉法人白鳩学園に帰属し、いかなるものも無断で転載することを一切禁ずる。

(免責事項)

第12条 当法人ホームページにリンクをしたことで第三者に生じたいかなる損害も、当該リンク先ホームページ管理者において解決するものとし、社会福祉法人白鳩学園は一切責任を負わないこととする。

(改廃)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項がある場合あるいは発生した場合、担当者は速やかにその旨を管理者に報告をして承認を得てから、当法人ホームページを改定することができる。

- 2 前項で承認され、改定したホームページはその改定履歴が分かるよう改定履歴一覧に必要事項を記載のうえ管理をする。
- 3 必要に応じ当法人ホームページを廃止する場合、原則として少なくとも二週間前までにその旨を当法人ホームページに掲載し周知する。

附 則

この規程は平成30年2月1日から施行する。